

第 2 5 回 期

第 1 1 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 8 人・推進委員 1 0 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
委 員	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則

推 進 委 員（簗 輪・袖 山）	関根	盛夫
同（中 根 松）	会田	信二
同（大 草）	斎藤	良文
同（小貫・太田輪）	薄井	常義
同（里白石・福貴作）	須藤	寿行
同（里白石・福貴作）	鈴木	政吉
同（山 白 石）	我妻	伸司
同（山 白 石）	岡田	勇弥
同（浅川・滝 輪）	緑川	孝雄
同（東大畑・畑田）	小室	一男

4 欠席委員（委員 2 名）

委 員	1 番	兼子	泰彦
同	4 番	藤田	保幸

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

3 件

議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

議案第 3 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

2 件

議案第 3 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく
農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について

1 件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	只今から、第11回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、一年で一番忙しい田植えの時期にご参集いただき誠にありがとうございます。今年は天候にも恵まれまして、水もほどほどにあり、皆さんもほっとしているのではないかと思います。今週の火曜日には、私と事務局長で福島市に研修に行ってきたして、その帰りに、須賀川、郡山の田んぼを見てきましたが、水を引き込んで代かきをしようという感じでした、浅川町は田植えもほとんど終わり、このまま、大きな災害もなく耕作できることを祈るばかりであります。 本日の議案は議案第29号から32号まで件数としては7件ほどございます。また、その他としまして、令和6年度最適化活動の目標の設定等がございます。本日は若干、長時間となってしまうかと思いますが、いつものように皆様の慎重審議をお願いいたして、私の挨拶といたします。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中8名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第11回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、2番、高坂和幸委員、3番、須藤孝夫委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第29号①について、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の調査報告及び意見を求めます。

鈴木(政)委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木です。 議案第29号農地法第3条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****、*****さん、譲受人、***さん、以下記載のとおりです。5月9日午前8時30分より、地区副担当の鈴木啓委員並びに須藤寿行委員、譲渡人、譲受人立ち合いのもと現地にて調査をしてまいりました。****さんは高齢のため耕作が困難ということで、田んぼに隣接している*****さんに譲渡したいということで、現地で確認してまいりましたが、土地の引き渡しに対しても問題ないものと思われます。以上です。
会 長	それでは、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための贈与ということで申請がありました。今回の申請地は**さんの自宅の目の前にあり、これまで通り田として利用していくそうです。なお、**さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。
会 長	ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第29号①について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第29号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第29号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第29号、農地法第3条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第29号②について、大草地区推進委員、斎藤良文委員の調査報告及び意見を求めます。
斎藤委員	大草地区担当の推進委員、斎藤です。 議案第29号農地法第3条②について、調査の結果の報告及び意見を申し上げ

	ます。 譲渡人、*****市、***さん、譲受人、****さん。以下記載のとおりです。5月12日13時30分より、地区副担当の須藤委員、譲渡人の代理人である行政書士の**さん、譲受人の****さん立会の下現地にて調査してまいりました。当申請のほ場は以前に父親が他の方に耕作を依頼していて、ここ数年は誰も耕作しておらず荒れていました。先日、父親が亡くなり、*さんが所有者となりましたが、*さんは****在住のため農地の管理が出来ないということから、隣接する農地の****さんに依頼して今回の申請に至りました。****さんはまじめで真剣に農業経営に携わっております。 以上のことから、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。今回の申請地は**さんの自宅の目の前にあり、また、**さんの所有する田と隣接しております。許可後はこれまで通り田として利用していくそうです。なお、**さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。
会 長	ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第29号②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第29号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第29号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第29号、農地法第3条③について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 【議案朗読】
会 長	議案第29号③について、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の調

	査報告及び意見を求めます。
鈴木(政)委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木です。 議案第29号農地法第3条③について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、*****在住の*****さん、譲受人、*****、*****さん。以下記載のとおりです。5月9日午前8時15分より、地区副担当の鈴木啓委員、及び須藤寿行委員、譲受人立ち合いのもと現地にて調査をしてまいりました。譲渡人は*****在住のため現地には来られなかったため、電話での対応となりましたが、*****に住んでいるため耕作が困難なため、*****在住の人に売りたいという話でした。そこで*****さんが耕作するということで所有権移転の申請がありました。これ対して、申請の内容は第3条の各号に対して許可申請相当と認め報告いたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請につきましては、農業経営拡大のための売買ということで申請がございました。許可後はこれまで通り畑として利用していくそうです。 なお、*****さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題ありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。
会 長	ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第29号③について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第29号③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第29号、農地法第3条③は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第 3 0 号①について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区担当の推進委員、緑川です。 議案第 3 0 号農地法第 5 条①について、調査の結果及び意見を申し上げます。 譲渡人、****さん、譲受人、***、***さん、**さん、以下記載のとおりです。5 月 1 2 日午前 8 時から地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲渡人、譲受人立ち合いのもと現地にて調査してまいりました。 申請の地目は田んぼとなっておりますが、相当年数減反し、まったく耕作はしていないところで、図面のとおり隣接地は宅地となっております。申請の理由としましては****さんが家を建てたいということで、****さんの土地を売買にて所有権の移転を行いたいとのことです。また、排水につきましては公共下水道に接続予定とのことでした。調査項目である一般基準の申請目的、計画の実現性、確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当するものがなく、今回の転用については、なんら問題ないものとみてきましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局	事務局より補足説明いたします。 申請地の選定理由ですが、申請者である***さん、****さんは現在アパートに子供と 4 人で住んでいますが、子供が成長するにつれまして、現在のアパートでは手狭になってきたため、*さんの実家がある***に新居を構えたいとのことです。申請地は、実家から近く、また、小学校や中学校も近いことため利便性が高いため選定したとのことです。 まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の公共施設があるため公共施設便益区域内農地ということで農地転用基準の第 3 種農地と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。 転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和 7 年 1 月末までとされており該当しませ

	ん。 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、該当する法令等がないため該当しません。 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のため該当しません。 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡張はなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道に排出し、雨水は北側道路側溝へ排水する計画となっております。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 3 0 号①について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 3 0 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第 3 0 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 3 1 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	この集積計画に対して浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区担当の推進委員の緑川です。 議案第 3 1 号①農用地利用集積計画の案についてですが、先ほど事務局から説明がありました通り、今回の集積計画は問題ないものと考えております。以上です。

会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	事務局より説明いたします。 被設定人の*****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも滝輪地区の担い手として名前があげられております。 今回利用権を設定しようとする水田は、令和5年6月に利用権が設定されておりますが、設定人、被設定人で話し合い、賃借料などについて変更したいと相談があり、令和6年5月1日付で一度解約し、改めて利用権を設定することとなります。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第31号①について、質疑ございませんか。
酒井委員	先日、現地を確認してまいりました。集積については問題ないものと思いましたが、11番1の隣接地に11番2という、所有者が別の農地があり、これらの農地は一つの農地として利用されているのですが、貸し借りなどがされていないようなのですが問題ないのでしょうか。
事務局	事務局より説明いたします。 今、酒井委員より質問のありました11番2につきましては、別の方の所有の名義となっております。 *****さんが一体として耕作されているのかもしれませんが、今回の賃借の面積には入ってございませんので、今回の*****さんが所有されている農地の貸し借りとなります。事務局からは以上です。
会 長	その他、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第31号、旧農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)

会 長	全員賛成ですので、議案第 3 1 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。 次に、同じく議案第 3 1 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画②についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。議案第 3 1 号②と議案第 3 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について①は、関連がございますので一括で議案朗読し、それぞれ一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	異議なしと認め、事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	【議案朗読】 事務局より説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。議案第 3 1 号は、農地の出し手から中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社に貸し付ける集積計画となっております。計画作成にあたり農業委員会で決定をするものです。農業委員会での決定の後、町で公告されることとなります。 そして、議案第 3 2 号が議案第 3 1 号で中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ分配する案となっており、この配分計画については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的には県が認可し公告されることとなります。 今回の経過ですが、****さんと****さんは親子であり、**さんは青年等就農計画認定申請書を作成し、令和 6 年 3 月 1 5 日付けで町の認定新規就農者として認定されております。**さんは**さんより農業経営を一部継承し、令和 6 年 5 月 1 日に農業経営開始しております。 賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の要件を備えていることとされていますが、要件である。 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ****さんは、先ほどご説明しました通り、認定新規就農者であり、就農計画から見ても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	この集積計画及び配分計画（案）に対して中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の意見を求めます。

会田委員	中里・根岸・松野入地区担当の推進委員の会田です。 ただいまの案件につきまして意見を述べます。今回利用権の設定を受ける＊＊さんにつきましてはお父さんの＊＊さんと共に認定農家、専業農家であります。＊＊さんの現在の農業経営等の状況から見て機構法第１８条第４項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の町作成の配分計画（案）は問題ないものと思われます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第３１号②及び議案第３２号①について、質疑ございませんか。
小針委員	農業振興公社を使う理由とはどういうことでしょうか。
事務局長	＊＊＊＊さんにつきましては、新規の認定新規就農者であります。また、就農するにあたりまして、経営発展支援事業という国の事業を活用する予定がございます。そのような事情があり、農地中間管理事業を活用することとしております。 新規就農者でありますと、県からの資金で活用することができるものもあり、農地中間管理事業を活用することがそれらの条件となっている場合もございます。
会 長	その他、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第３１号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画②について決定すること及び議案第３２号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づく農用地利用配分計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
会 長	全員賛成ですので、議案第３１号②及び議案第３２号①については決定いたします。 次に、その他に入ります。令和６年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
鈴木主事	令和６年度最適化活動の目標の設定等についてですが、みなさんが日ごろから行っている、農業委員会活動の目標となっております。目標については県の指針等を参考にし、農地の集積面積や遊休農地面積の現状を踏まえたうえで事務局にて作成しました。今回、委員の皆様にご検討いただき、問題なければ農業会議に提出し、了解を経たのちに町ホームページ掲載する予定

	です。よろしくお願いします。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。
会 長	それではどうでしょうか。皆さんから令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてご意見等ございますか。
富永委員	「(3) 新規参入の促進」の目標なのですが、権利移動面積ということで、里白石荒屋郷地区の今回の圃場整備に伴う、担い手への集積をする部分については令和 5 年度の移動面積に含めているのでしょうか。
鈴木主事	新規参入の促進の目標の令和 5 年度の権利移動面積の数字についてということなのですが、こちらにつきましては令和 5 年度に貸し借りや農地法 3 条申請等の所有権の移転があった面積を計上させていただいております。なので、荒屋郷地区の圃場整備においてはこれから貸し借りを行うと聞いておりますので、荒屋郷の圃場整備につきましては計上しておりません。
会 長	その他、ご意見等ございますか。無ければ資料のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
会 長	それではそのように決定いたします。 その他皆さんから何かございませんか。
会 長	なければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	次回総会は 6 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分からお願いいたします。 総会終了後、第 1 回関係者団体との連携会議の開催を予定しております。おおよそ午後 3 時頃を予定しております。その際に、地域計画の策定についてのスケジュールや進め方、今年度の農業施策としまして予定しております、補助金等の説明をしたいと考えております。 あとは、皆様の机の上に置かせていただきました、漢方資材栽培米部会で名前を新たにしました「浅川の優味米」を今年度の P R のために制作いたしましたので、皆様におかれましてもご賞味いただき、P R にご協力いただきたいと思います。今年度につきましてはコンビニエント緑川さんでの取り扱いのみとなっておりますが、来年度は販路拡大をしていきたいと考えております。 また、皆様に机に活動記録簿の付け方、のうねん、遊休農地利用のパンフレットを置かせていただきましたので後でご覧いただければと思います。以上です。

会 長	それでは以上をもちまして、第 1 1 回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。
事務局長	一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。

浅川町農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)